

## 随意契約をすることができる場合に該当する説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売り払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>各運転者講習センター及び岐阜運転免許試験場における運転免許更新等の案内業務及び関係手数料の収納等に係る業務を委託するもの。</p> <p>契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>運転免許更新等の受付に係る申請自動受付機の操作補助、各種手続き案内等の業務委託先は、岐阜県公安委員会から認定を受けた法人に限定され、また、関係手数料の収納に係る業務委託先については、岐阜県指定公金事務取扱者に限定される。</p> <p>このほか、マイナ免許証制度やキャッシュレス決済制度の運用開始に伴い収納業務が複雑多様化しているところ、一日のスケジュールどおりに各種手続きを進めるには、手続き不案内な大多数の県民への納付方法等の適正な案内が重要となり、更新等の案内業者との綿密な連携が必要不可欠となるため、各業務に係る委託先業者を同一とするもの。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>(一財)岐阜県交通安全協会は、令和8年度中の運転免許関係事務に係る案内等業務について、岐阜県公安委員会から認定を受けた唯一の法人であるほか、岐阜県指定公金事務取扱者に指定されている。</p>